

新型コロナウイルス感染症対策にかかる緊急事態宣言を受けた学校の対応について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されるところですが、昨日の緊急事態宣言を受け、区教育委員会の指示のもと、以下の通り対応をまとめましたので、ご理解ご協力をお願いいたします。

1 臨時休業について

期間：4月6日（月）～5月9日（土）まで ※当初5月9日は土曜授業の予定
＜緊急事態宣言は、5月6日（水）まで＞

2 臨時休業期間中の方針

(1) 方針

- ・原則、児童は家庭学習を行います。
- ・家庭学習に必要な教材は、1年生を除き、4月7日（火）に配付済みです。1年生には、書類提出時にお渡ししています。
- ・欠席された方へは個別に対応しますが、学校で手渡しています。

(2) 健康観察

- ・毎日、起床時と就寝前に検温し、状況を健康観察表に記入します。（押印が必要）

(3) HPに掲示する予定のもの

- ①「健康観察表」関係 ②「学校メール配信システム」関係 ③学校だより4月号
- ④令和2年度担任・専科等のお知らせ ⑤縄跳び・読書カード

(4) 児童の居場所の提供について

- ・区のHPに示されていた「居場所の提供」「昼食の提供」は中止です。

(5) 学校再開について

① 5月7日（木）～9日（土）午前中までの対応

- ・児童の学校への慣らしのため自由登校期間とします。（詳細は、決定次第、後日お知らせします）・・・出席、欠席扱いはしません。

② 5月11日（月）

- ・通常登校、4時間授業を予定しています。準備に時間がかかりますので、給食は学校再開当初は提供できないかもしれません。詳細は後日お知らせします。
なお、感染の心配があり登校を見合わせる場合は、当面、家庭での学習により出席扱いとします。

(6) 教職員の勤務について

- ・最小限の人数を除き、原則、自宅勤務となっています。